

関西学院大学ハラスメント調査規程

第1条 関西学院大学は、関西学院大学ハラスメント防止規程に定めるハラスメントに関する事実確認、被害者の救済措置や加害者に対する措置等を行うため、ハラスメント調査委員会（以下、「委員会」という）を学長のもとに設置する。

第2条 学長はハラスメントに関して、ハラスメント防止委員会から要請を受けた場合、ハラスメント防止規程に則って委員会を設置する。

第3条 委員会は、次の委員をもって構成し、委員長は副学長とする。

- 1 副学長 1名
- 2 学長補佐 1名
- 3 大学宗教主事
- 4 学生部長
- 5 大学ハラスメント相談センター長
- 6 学長が指名する学部長 若干名
- 7 学長室長
- 8 学長が必要と認める者若干名（必要に応じてハラスメント等に詳しい弁護士を加える）

第4条 委員の任期は委員会が学長に最終の報告を行い、解散するまでとする。

第5条 委員会は、学長から諮問された事項について専門相談員、関係者等からの事情聴取等、ハラスメントに関する調査を行う。

2 委員会は、専門部会を設置し、事情聴取等の調査を行う。

なお、専門部会は、調査委員会の中から委員長が指名する者若干名で構成されるものとする。専門部会の任命に当たっては、必要に応じてハラスメント等に詳しい弁護士を加えるとともに、特定の性に偏らないように配慮しなくてはならない。

第6条 調査は、先入観や偏見を廃し、公平な視点で行わなくてはならない。また当事者を一方的に責めることは避けなくてはならない。

2 申立人、被申立人ともに、付添人を指名し、事情聴取で付添人をつけることができる。

第7条 委員会は、調査結果について、委員会の設置の日から原則として3カ月以内に、文書をもって学長に報告する。

2 委員会は、必要に応じて、被害者の救済措置、加害者の処分の検討、再発防止策について学長に提言する。

第8条 学長は、委員会の報告及び提言を受け、ただちに必要な措置をとるものとする。

第9条 学長は、プライバシー保護について配慮をした上で、調査結果・提言及びこれを受けて学長が行う措置を申立人、被申立人に示す。

第10条 申立人、被申立人は、原則として調査結果が示された日から1カ月以内に1回に限り、9条に基づき示された内容について、学長に確認することができる。確認を求められた場合、学長

は、速やかに回答を行う。

第11条 学長、委員及び事務担当者は、相談者のプライバシーの保護に努めるとともに、委員会において知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第12条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 本規程の制定により、2016年（平成28年）3月31日付でキャンパス・ハラスメント調査委員会規程は廃止する。